

平成20年第2回基山町議会（定例会）会議録（第1日）						
招集年月日	平成20年6月9日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成20年6月9日	9時40分	議長	酒井恵明	
	散会	平成20年6月9日	11時38分	議長	酒井恵明	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名 (欠員1名)	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	大山勝代	出	9番	大山軍太	出
	2番	重松一徳	出	10番	松石信男	出
	3番	後藤信八	出	11番	原三夫	出
	4番	鳥飼勝美	出	12番	平田通男	出
	5番	片山一儀	出	13番	池田実	出
	6番	品川義則	出	14番	酒井恵明	出
	8番	林博文	出			
会議録署名議員	11番	原三夫		12番	平田通男	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 宮原昭		(係長) 古賀初美		(書記) 毛利博司	
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	小森純一		税務住民課長	安永靖文	
	副町長	古賀徳實		健康福祉課長	岩坂唯宜	
	教育長	松隈亞旗人		こども課長	内山敏行	
	会計管理者	高木英文		農林環境課長	吉浦茂樹	
	総務課長	大石実		まちづくり推進課長	平野勉	
	企画政策課長	小野龍雄		教育学習課長	古賀芳博	
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		故一万田裕伸議員に対する追悼のことば
日程第 4		町政報告
日程第 5	第22号議案	基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第 6	第23号議案	基山町監査委員の選任について
日程第 7	第24号議案	基山町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 8	第25号議案	用地の取得について
日程第 9	第26号議案	佐賀県市町総合事務組合規約の変更に係る協議について
日程第10	第27号議案	専決処分の承認を求めることについて（平成19年度基山町一般会計補正予算（第7号））
日程第11	第28号議案	専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例の一部を改正する条例）
日程第12	第29号議案	専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）
日程第13	第30号議案	平成20年度基山町一般会計補正予算（第1号）
日程第14	第31号議案	平成20年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第15	第32号議案	平成20年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第16	第33号議案	平成20年度基山町下水道特別会計補正予算（第1号）
日程第17	報告第3号	基山町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第18	報告第4号	継続費繰越計算書の報告について
日程第19	報告第5号	基山町土地開発公社の事業報告について
日程第20	報告第6号	寄附（金・物品）の報告について

～ 午前 9 時 40 分 開会 ～

議長（酒井恵明君）

ただいまの出席議員数は13名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成20年第 2 回基山町議会定例会を開会します。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（酒井恵明君）

日程第 1 . 会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、原三夫議員と平田通男議員を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

議長（酒井恵明君）

日程第 2 . 会期の決定を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、別紙定例会会期日程（案）どおり、本日より17日までの9日間と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

御異議なしと認めます。よって、会期は以上のとおり決定いたしました。

日程第 3 故一万田裕伸議員に対する追悼のことば

議長（酒井恵明君）

日程第 3 . 去る 5 月 10 日に死去されました故一万田裕伸議員に対する追悼のことばを行います。

この追悼の言葉は、所属されておりました総務常任委員会の委員長原三夫議員よりお願いいたします。原三夫委員長。

総務常任委員会委員長（原 三夫君）（登壇）

おはようございます。

追悼の言葉。

議会を代表して、ここに慎んで追悼の言葉を述べさせていただきます。

故一万田裕伸議員は、去る 5 月 10 日、だれもが予期せざる、まさに突然の逝去であり、議

員一同深い悲しみを覚えております。本日は第2回基山町議会定例会が招集されましたが、あなたのお姿を見ることはできません。あなたの席には美しい花が置かれております。私には、あなたのありし日の姿が目には浮かび、万感悔いる思いでいっぱいであります。

顧みますと、あなたは平成15年4月、町議会議員に初当選され、以来5年有余、町発展のために御尽力をされました。その間、文教厚生常任委員会委員、総務常任委員会副委員長、広報編集特別委員会副委員長、国民健康保険運営協議会委員長、育英資金運用委員会委員などの要職を歴任され、持ち前の豊かな人間性とすぐれた見識によって、議会運営と町政の伸展に献身的な努力を傾注されてこられました。あなたの明るい性格は、周りの私たちを包み込み、あなたのおられるところにはいつも笑いが絶えませんでした。ユーモアあふれる温厚な人格の中にも、心は人一倍強いものがあり、難しい事案でも、正面から誠実に取り組み、努力されていたことに対し、町民の多くの人から深く尊敬されておられたところであります。育英資金運用委員会委員として、勉学に励む学生に貸し付けるための基金が少なくなり、運用が難しくなる中で、あなたは町民の皆様からの育英資金への寄附を呼びかけられました。その結果、町民の皆様から善意の寄附も集まるようになり、大変喜ばれております。

あなたには、まだ積み残された仕事も数多くあったのではないかと思います。不幸にして病魔に侵され、入退院を繰り返されてまいりました。全快されるのを議員一同心待ちにいたしておりましたが、その祈りもむなしく、幽明境を異にされましたことは追悼にたえませぬ。町議会議員として、基山町の発展と教育文化の振興、福祉の向上のために日夜一生懸命努力されてまいりました。再び議論することができないのは、議会にとっても、また本町にとってもまことにはかり知れない損失であります。いろいろなことに当たって示されたあなたの見識と情熱を心に刻んで町発展に尽くすことこそ、後に残る私たち議員の務めであると信ずるものであります。

議場で元気に発言されていたありし日をしのび、ひたすら泉下の平安をお祈り申し上げますとともに、御遺族並びに基山町の前途に限りなき御加護を賜りますよう心よりお願いいたします。追悼の言葉といたします。

平成20年6月9日。総務常任委員会委員長原三夫。

議長（酒井恵明君）

これより故一万田裕伸議員に対する黙禱をささげたいと思いますので、全員起立をお願いいたします。

黙祷始め。

〔黙祷〕

議長（酒井恵明君）

お直りください。ありがとうございました。

以上をもちまして、故一万田裕伸議員に対する追悼のことばを終わります。

ここで暫時休憩いたします。

～午前9時47分 休憩～

～午前9時50分 再開～

議長（酒井恵明君）

会議を再開します。

日程第4 町政報告

議長（酒井恵明君）

日程第4．町政報告を議題とし、町政報告を求めます。町長。

町長（小森純一君）（登壇）

皆さん、おはようございます。町政報告を申し上げます。

本日は、平成20年第2回定例町議会をお願いいたしましたところ、議員の皆さん方には大変御多用の中御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本定例会の案件につきましては、後ほど提案理由の説明を申し上げたいと思いますが、基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、基山町監査委員の選任について、基山町固定資産評価審査委員会委員の選任について、用地の取得について、佐賀県市町総合事務組合理約の変更に係る協議について、3件の専決処分の承認を定めることについて、平成20年度基山町一般会計補正予算（第1号）、平成20年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、平成20年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、平成20年度基山町下水道特別会計補正予算（第1号）等について御提案申し上げ、御審議いただくようにと考えております。

また、会期中、下水道工事の請負契約についての追加議案をお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、町政報告に移らせていただきます。

まず、行政改革についてでございます。

4月より基山町行政改革実施計画の組織機構の見直しに基づき、課及び係の統廃合を行い、これまでの15課を10課に、30係を23係に削減し、新行政組織機構で執行を行っております。限られた人員で多様な行政課題に即応できるように協業体制をとりやすくしました。

次に、防災行政無線についてでございます。

平成18年から作業を進めておりました同報系防災行政無線工事につきましては、3月に竣工しましたので、4月1日に開局式を行いました。今後は、災害情報等を迅速に、かつ的確に一斉通報ができるようになりました。

次に、消防関係についてでございます。

基山町消防団恒例の入退団式を4月6日に若基小学校グラウンドで実施いたしました。本町消防団は、町民の方々の協力により、22名の退団者に対し、22名の新入団員を補充することができました。

次に、まちづくり基本条例についてでございます。

平成20年度のまちづくり基本条例の制定に向け、5月8日、日本で最初の自治基本条例である北海道ニセコ町まちづくり基本条例の制定に携わられた木佐茂男氏を講師に招き、協働のまちづくりフォーラムを開催しました。参加者は140名でした。

次に、鳥栖基山地域ビジョン検討委員会についてでございます。

筑後川流域クロスロード協議会の一員である基山町と鳥栖市が、都市未来委員会の提言等を含め、地域ビジョンや連携施策の具体的内容を事務レベルで検討するため、両市町より8名ずつの中堅職員による鳥栖基山地域ビジョン検討委員会を設置し、4月25日、発会式と第1回の委員会を開催しました。

次に、地籍調査事業についてでございます。

昨年度までに17.56・、84.0%の現地調査を終了いたしました。今年度は、081計画区、大字園部字黒目牛ほか8字と大字宮浦字黒谷の合計9字、1.16・の現地調査を計画しており、5月16、17日に説明会を開催し、事業着手いたしました。

次に、企業誘致関係についてでございます。

鳥栖地区丘陵新都市基山グリーンパークC区画（敷地面積7万3,225㎡）への進出協定を3月24日に締結いたしました。

進出企業の概要は次のとおりでございます。

企業名、株式会社プロロジス。本社、東京都港区東新橋1丁目5番2号。代表者、代表取

締役山田御酒。資本金10,000千円。

次に、鳥栖北部丘陵新都市「弥生が丘」H - 2区画（敷地面積1,790.84㎡）への進出協定を3月28日に締結いたしました。

進出企業の概要は次のとおりです。

企業名、山口精機工業株式会社。本社、岐阜県岐阜市福富永田1番地1。代表者、代表取締役山口大策。資本金80,000千円。

次に、地域包括支援センターについてでございます。

介護予防等の高齢者の総合的な相談の拠点として地域包括支援センターを設置しておりますが、本町の平成20年4月1日現在の高齢者率は19.52%、第1号被保険者数（65歳以上の方）は3,568名で、要介護認定者は627名です。その中で、地域包括支援センターが担当します要支援1の方は167名、要支援2の方は56名の合計223名で、認定者数の35.6%となっております。

次に、国民健康保険事業についてでございます。

今年度から、特定健診、俗に言われておりますメタボ健診が始まりました。この健診は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、40歳から74歳までの方を対象にしています。5月から7月までに集中健診、さらに10月、11月にそれぞれ1日の健診を予定しております。なお、5月15、16、18日での受診者は253名でした。

また、人間ドック受診申し込みは5月8日に定員の150名に達し、そのうちP S A（前立腺）検査希望者は70名でした。さらに、脳ドック事業については、受診申し込みの定員50名で、申込期間を6月9日から6月13日までとして募集いたしております。

次に、狂犬予防法に基づく登録と予防注射の事務を円滑に行うため、集合登録及び集合注射を4月4日にけやき台の北部公園で行い、4月8日と13日には保健センター西側駐車場で実施しました。今回の新規登録頭数は26頭、予防注射頭数は550頭となっております。

次に、環境美化活動についてでございます。

6月1日、町民の皆様の協力をいただき、県下一斉ふるさと美化活動が実施されました。各区ごとに、道路や公園等に散乱しているごみの清掃活動が行われ、当日収集されたごみの量は、可燃物ごみ8,190kg、缶類375kg、瓶類175kg、ペットボトル165kg、不燃物ごみ325kg、合計9,230kgでございました。

次に、教育委員会関係についてでございます。

基山小学校の体育館が完成しましたので、今年度の入学式を真新しい体育館で挙行することができました。

また、4月22日に全国学力・学習調査が行われ、昨年に引き続き、小・中学校3校、小学校は6年生、中学校2年生が参加しました。

なお、基山小学校改築工事につきましては、12月完成に向けて工事が進んでおり、現在の出来高は24%でございます。

次に、区対抗スポーツ大会についてでございます。

5月18日に、多くの町民の参加をいただき、区対抗スポーツ大会を実施いたしました。熱戦が繰り広げられ、大会結果は、ソフトボール優勝は第9区、ミニバレーボール優勝は第10区でした。

次に、下水道事業についてでございます。

生活環境の改善及び河川の水質保全を図るため、下水道整備を進めておりますが、4月1日より、工事が完了しました秋光、高下地区16haを公共下水道として供用を開始しました。平成19年度末の整備済み面積は191.3haで、整備率は34%となっております。

以上をもちまして町政報告を終わらせていただきます。

日程第5～20 第22号議案～第33号議案、報告第3号～報告第6号

議長（酒井恵明君）

日程第5．第22号議案より日程第16．第33号議案まで、並びに日程第17．報告第3号より日程第20．報告第6号までを一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。町長。

町長（小森純一君）（登壇）

それでは、第22号議案 基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてより順次提案理由の説明をいたします。

提案理由は、基山町地域エネルギービジョンの策定が完了したこと及び基山町まちづくり基本条例を制定するに当たり、基山町まちづくり基本条例策定委員会の設置に伴い、基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例を改正する必要があるため、提案いたしております。

内容といたしましては、地域エネルギービジョン策定委員会を削り、まちづくり基本条例策定委員会委員長、報酬月額15千円にその他の委員、5,700円を加えるものでございます。

第23号議案 基山町監査委員の選任についてでございます。

基山町大字宮浦335番地、濱田慧氏を選任いたしたく提案するものでございます。

3ページの履歴書に書いてありますように、平成12年8月より基山町監査委員を歴任され、現在に至っております。監査委員として適任者と考え、御提案いたしております。

任期は、平成20年8月4日から4年間となっております。

どうぞ御審議賜り、御同意いただきますようによろしくお願い申し上げます。

第24号議案 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

基山町大字園部263番地4、松野英喜氏を選任いたしたく御提案するものでございます。

5ページの履歴書に書いてありますように、平成12年4月より第1区区長代理、平成18年4月より第1区区長を歴任され、現在に至っております。固定資産評価審査委員会委員として適任と考え、御提案いたしております。

任期は、平成20年8月22日から3年間となっております。

どうぞ御審議賜り、御同意いただきますようお願いを申し上げます。

次に、第25号議案 用地の取得についてでございます。

1、物件の所在地、基山町大字園部4261番地ほか2筆。2、物件、土地2万7,806㎡。3、取得価格、8,341,800円。4、契約相手、筑紫野市大字俗明院37番地5、有限会社雄飛代表取締役盛岡修氏でございます。

第26号議案 佐賀県市町総合事務組合規約の変更に係る協議についてでございます。

提案理由は、組織規約の変更を行う際には、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、県知事の許可を受けることになっており、その協議については組織団体の議会の議決を経る必要があるため、御提案いたしております。

内容は、武雄市が佐賀県市町総合事務組合に加入するためでございます。

第27号議案 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度基山町一般会計補正予算（第7号））についてでございます。

この議案につきましては、地方譲与税、地方交付税等の交付額確定等に伴い、一般会計の予算に補正が急務なため、平成20年3月31日付で専決処分をいたしております。

歳入歳出予算総額5,541,736千円に今回1,164千円を減額いたしまして、歳入歳出それぞれ5,540,572千円をお願いするものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明申し上げます。

第28号議案 専決処分の承認を求めることについて（基山町税条例の一部を改正する条例）についてでございます。

この議案につきましては、既に第1回定例議会の会期末において、国会の議決がなかった場合は専決処分をすることで御説明申し上げておりました。今回、地方税法等の一部改正、地方税法施行令及び地方税法施行規則等の一部改正する省令が成立し、平成20年4月30日公布され、基山町税条例を改正することが急務であるため、平成20年4月30日付で専決処分をいたしております。

内容につきましては、担当課長より補足説明申し上げます。

第29号議案 専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）についてでございます。

地方税法等の一部を改正する法律が成立し、平成20年4月30日公布され、基山町国民健康保険条例を改正することが急務であるため、平成20年4月30日付で専決処分をいたしております。

内容については、担当課長より補足説明を申し上げます。

第30号議案 平成20年度基山町一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

これにつきましては、現計予算6,185,262千円に今回23,526千円を追加いたしまして、予算総額6,208,788千円にお願いするものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

第31号議案 平成20年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

これにつきましては、現計予算1,554,380千円に今回82,929千円を追加いたしまして、予算総額1,637,309千円にお願いするものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

第32号議案 平成20年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

これにつきましては、現計予算173,637千円に今回122千円を追加いたしまして、予算総額173,759千円にお願いするものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明を申し上げます。

第33号議案 平成20年度基山町下水道特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

これにつきましては、現計予算623,728千円に今回39,688千円を追加いたしまして、663,416千円にお願いするものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。御審議賜り、御可決くださいますようによろしくお願い申し上げます。

次に、報告第3号 基山町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。

平成19年度基山町一般会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を平成20年度に繰り越したので、繰越計算書を別紙のとおり報告いたします。

事業名は、老人憩の家耐震診断委託料1,087千円を平成20年度へ繰り越すものでございます。

報告第4号 継続費繰越計算書の報告についてでございます。

平成19年度基山町継続費繰越計算書を別紙のとおり報告します。

事業名、基山小改築事業、継続費の総額2,408,215千円、平成19年度継続費予算現額502,070千円でございます。平成19年度支払い済額及び支払い見込み額338,245,558円を支出し、平成20年通次繰越額を163,824,442円とするものでございます。

報告第5号 基山町土地開発公社の事業報告でございます。

後ほど担当課長より報告をいたします。

報告第6号 寄附（金・物品）の報告でございます。

次のとおり寄附を受領いたしましたので、報告いたします。

寄附者、基山町ゴルフ協会会長内山孝之様80千円、平成20年3月5日受領、横枕茂幸様20千円、平成20年3月24日受領、井上蘭子様10千円、平成20年3月24日受領、酒井アサヨ様50千円、平成20年3月26日受領、坂口雅義様20千円、平成20年4月22日受領。いずれも基山町育英資金貸付基金にいただきました。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（酒井恵明君）

以上で提案理由の説明が終わりましたので、これより補足説明をお願いいたします。

第27号議案の補足説明を総務課長お願いいたします。

総務課長（大石 実君）

それでは、私のほうから第27号議案の補足説明をさせていただきます。

この専決処分につきましては、平成20年3月31日付で平成19年度基山町の一般会計補正予

算（第7号）としてお願いをしているところでございます。

現計予算5,541,736千円に歳入歳出それぞれ1,164千円を減額いたしまして、歳入歳出それぞれ5,540,572千円といたしたものでございます。

それでは、事項別明細に基づいて説明をさせていただきたいと思えます。

事項別明細の3ページをお開きいただきたいと思います。よろございますでしょうか。

まず、歳入でございますけれども、2款・地方譲与税、1項1目・自動車重量譲与税についてでございます。今回17,440千円の追加をお願いし、19年度総額を57,640千円とするものでございます。

続きまして、4ページをお開きいただきたいと思います。

2款・地方譲与税、2項1目・地方道路譲与税でございますけれども、地方道路譲与税5,521千円を追加いたしまして、19年度総額を19,911千円とするものでございます。

続きまして、5ページをお開きいただきたいと思います。

3款・利子割交付金、1項1目・利子割交付金でございます。今回5,422千円を追加し、19年度総額を11,326千円とするものでございます。

それから、4款・配当割交付金、1項1目・配当割交付金でございます。今回110千円を追加いたしまして、19年総額を7,004千円とするものでございます。

それから、7ページでございます。

5款・株式等譲渡所得割交付金、1項1目・株式等譲渡所得割交付金でございます。今回株式譲渡所得割交付金1,777千円を減額いたしまして、19年度総額を3,614千円とするものでございます。

続きまして、8ページをお願いします。

6款・地方消費税交付金でございます。1項1目・地方消費税交付金でございます。2,249千円を減額いたしまして、19年度総額を163,041千円とするものでございます。これ、ちなみに18年度と比較しますと、3,113千円の減になっております。

続きまして、7款・自動車取得税交付金、1項1目・自動車取得税交付金でございます。今回、323千円の減額をいたしまして、19年度総額を27,514千円とするものでございます。

続きまして、10ページ、9款・地方交付税、1項1目・地方交付税でございます。今回、特別交付税を49,662千円追加をし、19年度総額を804,834千円とするものでございます。これは、ちなみに18年度と比較しますと45,169千円の増となっております。増加の原因としま

しては、高校総体等が考えられます。

続きまして、11ページでございますけれども、10款・交通安全対策特別交付金、1項1目・交通安全対策交付金でございますけど、30千円の追加をお願いして、19年度総額を3,746千円とするものでございます。

続きまして、17款・繰入金でございます。1目・減債基金繰入金で29,000千円の減額をお願いしております。19年度の合計が31,153千円となります。

3目の公共施設整備基金繰入金でございますけれども、46,000千円の減額で、19年度総額は189,000千円となります。

続きまして、13ページをお開きいただきます。

歳出でございますけれども、4款・衛生費、2項3目・し尿処理費でございますけども、46,000千円の財源内訳の変更でございます。

それから、14ページをお開きいただきたいと思います。

12款・公債費、1項1目・元金でございますけども、これも29,000千円の財源内訳の変更でございます。

続きまして、15ページでございます。

14款・予備費、1項1目・予備費でございますけど、1,164千円の減額で財源調整をさせていただいております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

続いて、第28号議案の補足説明を税務住民課長にお願いします。税務住民課長。

税務住民課長（安永靖文君）

それでは、第28号議案基山町税条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の地方税法の一部改正でございますけれども、19年度3月31日までには成立をいたしませんで、一月おくれまして4月30日に法案が可決をされております。

これにつきましては、衆議院再可決というような形で可決をされております。衆議院再可決と申しますと、憲法59条2項と4項に規定をされております。衆議院で可決をし、参議院でこれと異なった議決をした法案等は、衆議院で出席議員3分の2以上の多数で再び可決したときは法律となるというのが第2項でございます。4項におきましては、参議院が衆議院

の可決した法律案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて60日以内に議決をしないときは、衆議院は参議院がその法律案を否決したものとみなすということになっておりまして、俗に申します3分の2条項によりまして再び衆議院で再可決をされたと、その日付が4月30日でございます。で、即日公布をされましたので、4月30日に専決処分をさせていただいたところでございます。

今回の税条例の改正の主なものとしたしましては、公益法人制度改革に伴います改正、上場株式等の譲渡益配当に係る軽減措置を廃止する証券税制に伴う改正、住宅税制の改正に伴いまして固定資産税等の改正が主なものでございます。

それでは、内容につきましては、お手元に資料をお願いしてるかと思えますけれども、資料の5ページ、新旧対照表により説明をさせていただきたいと思えます。

まず、5ページでございます。23条でございます。改正前につきましては、そこにアンダーラインを引いておりますが、主な内容としましては、法人でない社団または財団で云々でございますけれども、これにつきましては、法人税法第3条によりまして法人とみなすという規定がございますので、今回整理をされておるところでございます。

あと、この資料の中で、改正前が「法人等」という言葉を使っておりますけれども、先ほど申しました件で「法人」というふうに改正をされております。以下同じでございます。

続きまして、一番下、第31条でございます。均等割の税率でございます。これにつきましては、表がございます、1号法人から9号法人まで、7ページにわたりまして表がございます。従来1号法人が均等割最高額の3,600千円でございますけれども、9号法人が最低60千円でございます。これが、税法の改正に伴いまして、1号と9号がひっくり返ったという状況になっております。その中で、改正前の第9号「前各号に掲げる法人以外の法人等」という言葉が使われております。これが改正後は「1号法人」ということになりまして、その中で、6ページでございます、口の「人格のない社団等」ということで明確にこの中に入っておりますので、先ほど申しました「法人等」の「等」を削除しまして「法人」という表現をしているところでございます。

あとにつきましては、1号法人から9号法人が逆になった関係上、全法人をアンダーラインを引かさせていただいて改正をお願いしているところでございます。

続きまして、あとにつきましては文言等の整理でございますが、9ページでございます、固定資産税の納税義務者等の54条の第5項でございます。中ほどでございますけれども、改正

前が「独立行政法人緑資源機構」云々とございますが、御存じのとおり、緑資源機構につきましては廃止をされております。その関係上、その業務を「独立行政法人森林総合研究所」が引き継いだような形になっておりますので、その分の改正をお願いをいたしているところでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

附則でございます。個人の住民税の住宅借入金等特別税額控除でございます。第7条の3の第3項でございます。この件につきましては、現在税源移譲によりまして、従来所得税から控除されるべき住宅借入金等でございますけれども、所得税が減額になりまして、所得税から引き切れない場合が当然出てまいります。その場合につきましては、住民税から控除しますというのが従来の方でございましたけれども、その分につきましても申告期限3月15日までに申告をし、手続を済ませなければならないというふうなことになっておりましたけれども、今年度、19年度につきましては、その期間が迫っておりまして、若干おくれても、町長の裁量によって、おくれてもその分は認めてもいいですよという条項でございます。ですから、実際問題といたしまして、そういう方につきましては、5月になりまして、各申告者の申告を各納税者に送付をいたしまして、申告等を行い、還付手続を行っているところでございます。

続きまして、第10条の2でございます。これにつきましては、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定を受けようとする者がすべき申告ということでございますけれども、これにつきましては、従来その軽減措置の適用延長でございますが、これは昭和39年に住宅税制を背景にいたしまして住宅建設の促進を図るため導入された制度でございますが、20年度3月に期限切れとなります。そのため、2年間延長をするというものでございますけれども、対象住宅につきましては、22年3月31日までに新築された住宅でございまして、居住部分に係る面積が120㎡を限度としまして、3年間2分の1の軽減をするというものでございます。その分の条文の整理でございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。一番下の第6項でございますけれども、この分につきましては、省エネ改修工事を行った場合の固定資産税の軽減措置でございます。これは、20年1月1日現在存在する住宅が平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定の省エネ改修工事を行った場合、翌年度の固定資産税の税額から3分の1を軽減するというものでございます。主に窓の改修工事を基本、これは必須でございます。これにあわせて、

床、天井、壁等の改修工事、要するに外気と接する工事に限りますけれども、こういう工事を行った場合に対象となるというものでございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。附則第20条の7項でございますけれども、改正前でございますけれども、この件につきましては、上場株式等の譲渡益配当に係る軽減税率が平成20年度末をもって廃止をされております。附則課税となっておりましたものを廃止をいたしまして、本則課税に戻すというものでございます。

なお、施行日につきましては、公布の日からとなっておりますけれども、適用といたしましては、個人住民税に係るものについては20年度以降の個人住民税、法人税につきましては平成20年4月1日以降に開始する事業年度分の法人の町民税について、固定資産税につきましては平成20年度以降の固定資産税について適用をされるものというふうになっております。

以上でございます。よろしく御審議賜りまして、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（酒井恵明君）

続きまして、第29号議案に対しての補足説明を健康福祉課長に求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

それでは、私のほうから、第29号議案 専決処分の承認を求めることについて（基山町国民健康保険条例の一部を改正する条例）についての補足説明をさせていただきたいと思いません。

今回、これにつきましても4月30日で専決処分を行わせていただいておりますが、理由につきましては、ただいま税務住民課長が申し上げましたのと同じ理由で4月30日ということになっております。

今回の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、基山町国民健康保険条例の一部改正についての専決処分でございます。

主たるものは、後期高齢医療制度が施行されまして、それに伴います軽減措置の継続という形で内容が主なものでございます。

まず、基礎賦課額、国民健康保険税には、今までは医療費と介護分、2つの段階での課税をさせていただいておりましたが、3月に税法改正と国民健康保険税の改正をお願いいたしました関係で、新たに後期高齢支援金等課税ということが、課税分が入ってきております。ですから、3段階の内容をあわせて国民健康保険税で課税させていただくというものでござ

います。その基礎課税分の医療分でございますけれども、限度額を「560千円」から「470千円」に改正をいたしまして、新たに後期高齢者支援金等課税限度額を「120千円」に規定するものでございます。また、後期高齢者医療制度に移行された場合の方につきましては、同じ国民健康保険の世帯に属していた者という形で、従前と同程度に措置されるような改正が行われております。

それは、軽減を受けておられる世帯につきましては、国保からの移行された後期高齢者による国保世帯の国保被保険者が減少をするということでございますが、この国保から後期高齢者に移行された方を「特定同一世帯所属者」というふうに今回定めております。その方が少なくなられましても、5年間につきましては国民健康保険税の世帯に属されていたということで軽減措置を続けて行うということでございます。さらに、後期高齢に移られました中で、国保に残される方が1人の世帯になられた方につきましては、これを「特定世帯」というふうにまた定められております。これにつきましても、単身世帯につきましても、同じように5年間世帯別平等割は半額となるということでございます。

また、一方、旧被用者保険、いわゆる社会保険等に入られた方が後期高齢に移行されたことに伴いまして、その被扶養者の方が国民健康保険被保険者になられた場合、こういう例もでございますが、減免申請を行っていただくという条件でございますが、2年間につきましては、まず所得割、これを全額免除ということでございます。さらに、応益保険税、いわゆる均等割と世帯別平等割、これにつきましては、まずは応益保険税の均等割につきましては半額、それから平等割につきましては、被扶養者のみの世帯、いわゆる1人世帯になられた方についても半額にさせていただきますということでございます。ただし、7割、5割、2割という軽減措置がございますが、7割軽減の方につきましてはこの7割のほうを優先させていただくということでございます。

ちょっとややこしい説明で申しわけありませんが、改正の内容につきましては、資料の新旧対照表17ページから説明をさせていただきたいと思っておりますので、お聞きいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、17ページでございますが、まず第3条一部負担金でございます。これにつきましては、国民健康保険法施行令の改正によりまして、改正後につきましては、国民健康保険法で内容を明示されております。10分の3の負担の方の変更でございますが、内容につきましては特に変わっておりません。

それから次に、第8条の課税額でございます。第2項は、基礎課税額の限度額「560千円」を「470千円」に改正をいたします。それから、第3号、ただし書きを加えまして、後期高齢者支援金等課税額につきましては限度額120千円を規定するものでございます。

それから次に、第11条でございます。国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割でございます。後期高齢者医療制度により移行をされました被保険者を、先ほど申し上げました「特定同一世帯所属者」ということをここで規定をいたしております。その特定同一世帯所属者がいる世帯で、当該世帯のほかに被保険者がいない場合、いわゆる1人世帯でございますが、これを「特定世帯」というふうにここで定めております。このような方につきましては、5年間は世帯別平等割を半額にするということでございます。次号の第14条及び第31条におきましても、同じ内容で改正を行っているところでございます。

このような世帯につきましては、まず第1号につきましては、特定世帯以外の世帯につきましては34千円ということでございますが、第2号で特定世帯につきましては半額の17千円ということに定めたものでございます。

18ページをお願いいたします。

次に、第14条の国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税等の世帯別均等割でございますが、これにつきましても同じように、特定世帯以外の世帯、第1号でございますが、6,600円、それから第2号につきましては、特定世帯につきましては3,300円を定めたものでございます。

それから次に、第31条でございます。国民健康保険税の減額でございます。いわゆる7割、5割、2割の減額を規定いたしましたものでございますが、これにつきましても半額をされた特定世帯に7割、5割、2割の減額を該当される方にはさらにさせていただくというものでございます。

第1項の本文中、まず「560千円」を「470千円」に改正に改めまして、「当該各号ウ及びエに掲げる額を減額して得た額」の次に「（当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円）」を加えます。

さらに、同項第1号のイでございますが、国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額、次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ定める額。この区分に応じまして、まず（ア）でございますが、特定世帯以外の世帯につきましては23,800円、これは変わりません。特定世帯、（イ）でございますが、特定世帯につきましては11,900円の減額を行うと、いわゆる7割の

減額を行うということの明示でございます。

続きまして、エでございますが、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額でございますが、これにつきましても、特定世帯以外、（ア）でございますが、4,620円、（イ）特定世帯につきましては、7割の減額、2,310円をさせていただくという内容でございます。

次に、第2号でございますが、これにつきましては、いわゆる5割減額の部分の内容でございます。（当該納税義務者を除く。）の次に「及び特定同一世帯所属者（当該納税義務者を除く。）」をこれを新たにつけ加えまして、同号イを国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額、次に掲げる世帯の区分に応じそれぞれ定める額、これは19ページになりますが、ア、イ、それぞれ特定世帯以外の世帯と特定世帯、それにつきまして8,500円の減額をさせていただくという内容でございます。

続きまして、第3号でございますけれども、これにつきましては2割減額に係る部分でございます。第3号中、「被保険者」の次に、「及び特定同一世帯所属者」を加え、同号イを国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額、次に掲げる世帯の区分に応じそれぞれ定める額と、これも同じ内容でございますが、特定世帯以外につきましては、同じ額6,800円でございますが、（イ）の特定世帯につきましては3,400円の減額をさせていただくものでございます。それから、エにつきましては、後期高齢者支援金等課税額の平等割額でございますけれども、これにつきましても、特定世帯以外、アでございますが、1,320円、これはそのままでございますが、特定世帯の部分につきましては660円の減額ということを定めたものでございます。

続きまして、31条、これは改正前でございますが、第31条第3項を削り、被保険者からの申請による2割軽減適用を職権によって行うということでございますので、2割軽減につきましては、今までは申請をしていただいておりますが、今回職権で2割につきましても対応させていただくということでございます。当然7割、5割につきましても職権でさせていただきます。

次に、第33条でございます。国民健康保険税の減免でございます。これにつきましては、後期高齢者医療制度の創設に伴いまして、国民被保険者になる旧被用者保険、いわゆる先ほど申し上げました社会保険等に入られた方の被扶養者の方が新たに国保の被保険者になられる場合がございます。この方につきましては、まず65歳以上の方という条件がございますけ

れども、これは20ページになりますが、20ページの第2項第1号でございます。「被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者」ということでございますので、65歳以上の方につきましては、2号のそれぞれア、イ、ウ、エ、オに掲げております保険等に入られていた方につきましては、2年間所得割額、均等割額、条件つきでございますが、平等割額につきましては、それぞれ免除あるいは半額にさせていただくという内容でございます。

続きまして、第33条中第3項を第4項にいたしまして、同条第2項を第3項に繰り下げるものでございます。4項につきましても同じ繰り下げになります。

それから、最後でございますが、附則の改正についてでございます。これにつきましては、国民健康保険税の課税の特例についてでございます。この部分につきましては、特定同一世帯の所属者も新たに加えるという内容が主なものでございます。

それから、改正前の附則第5項から第8項でございますが、これにつきましては、平成18年度、平成19年度に係る特例のために期間終了という関係で削らせていただくものでございます。

あと、改正前の附則第9項から第18項につきましては、「被保険者」の次に「若しくは特定同一世帯所属者」を加え、ということが主な内容でございます。そのうち改正前の12項、13項につきましては、この附則の「第35条2の6第7号」を「第35条の2の6第15号」に改め、そして同項を附則第8項とするということでございます。

それから、同じく13項につきましても、「第35条の3第13項」を「第35条の3第11項」に改正をいたしまして、「第11項」を「第5項」に改め、同項を附則第9項とするということでございます。

あとにつきましては、「若しくは特定同一世帯所属者を加える」ということを新たに改正させていただいております内容でございますので、ほかにつきましては同じことでございます。

ちょっと説明が複雑で申しわけなかったと思いますが、国民健康保険の一部改正の補足説明につきましては以上でございます。どうぞ御承認いただきますようお願いいたしまして、終わらせていただきます。

議長（酒井恵明君）

課長、18ページの第14条の世帯別平等割額、ちょっと18ページを見てください、第14条。括弧で上に、1行目に、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別

「平等割額」、これを「均等割額」って発言されましたので、訂正してください。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

大変失礼をいたしました。第14条の改正につきましては、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割でございます。大変失礼いたしました。

議長（酒井恵明君）

補足説明中でございますが、ここで11時5分まで休憩いたします。

～午前10時54分 休憩～

～午前11時6分 再開～

議長（酒井恵明君）

会議を再開します。

次に、第30号議案に対する補足説明を総務課長にお願いします。

総務課長（大石 実君）

それでは、私のほうから平成20年度基山町一般会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきますと思います。

まず、事項別明細で説明をしていきたいと思いますので、事項別明細の3ページをお開きいただきたいと思います。よろございますでしょうか。

それでは、12款・使用料及び手数料、1項1目の総務使用料でございますけど、パーク＆ライド事業に伴う土地使用料として7,481千円の追加をお願いしております。これは、けやき台の北側に駐車場ということで、10年分の料金として7,481千円の追加をお願いしております。

それから、4ページをお開きいただきたいと思います。14款・県支出金、2項2目の民生費県補助金でございます。保育対策等促進事業補助金として467千円の追加をお願いしております。これは、一時保育事業による補助金でございます。国が3分の1、県が3分の1、町が3分の1でございます。続きまして、新規としまして、認可外保育施設等の健康・安全対策事業としまして230千円の追加をお願いしております。これは、認可外、こころ保保育園とちびはる保育園の分でございます。内容としまして、児童健康診断費補助と児童傷害保険補助、県が2分の1、町が2分の1の事業でございます。

続きまして、7ページをお開き願います。

17款・繰入金、1項2目・財政調整基金繰入金15,000千円の追加をお願いしております。

財源調整のためでございます。

続きまして、8ページをお開きいただきたいと思います。

19款・諸収入、5項3目・雑入でございます。鳥栖三養基地区障害程度区分認定審査会運営費負担金過年度返還金でございます。19年度の運営費が確定した関係上56千円の追加をお願いをしております。

それから、続きまして、歳出のほうに移りたいと思います。

10ページをお開きいただきたいと思います。10ページをお願いいたします。ようございませうでしょうか。

給料、職員手当等、共済費等につきましては、4月からの組織機構改革による異動等によるものでございます。それと、共済費の負担金の増によるものでございます。

続きまして、11ページをお開きいただきたいと思います。

2款・総務費、1項6目・企画費でございますけど、1節の報酬、まちづくり基本条例策定委員会委員報酬10名分として332千円を追加をお願いしております。これは一応5回開催予定となっております。続きまして、19節の負担金補助及び交付金でございますけれども、鳥栖地区広域市町村圏組合負担金として1,313千円の追加をお願いしております。これは、後期高齢保険制度分の追加負担経費でございます。その下の自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業として7,320千円の追加をお願いしております。これは、パーク&ライド事業に関連したものでございます。これは、国が4分の1、事業者が2分の1、町が4分の1ということとなっております。

続きまして、15ページをお開きいただきたいと思います。ようございませうでしょうか。

3款・民生費、1項1目・社会福祉総務費でございます。1節の報酬として、障害者計画等策定委員会委員報酬8名分で183千円の追加をお願いしております。4回開催予定でございます。20節の扶助費として、障害者自立支援医療費として3,270千円の追加をお願いしております。

それから、2目・老人福祉費でございますけれども、1節の報酬、老人保健福祉計画策定委員会委員報酬として、8名分の183千円を追加をお願いしております。これも4回分を予定しております。13節の委託料でございますけれども、老人保健福祉計画策定業務委託料として2,037千円の追加をお願いしております。これは、21年度からの見直しということでお願いをしております。15節の工事請負費1,029千円の追加をお願いして

ります。これは、老人憩の家のゲートボール場に行くところの手すりの設置工事でございます。

続きまして、17ページをお開きをお願いいたしたいと思います。

17ページの3款・民生費、2項1目の児童福祉総務費の19節・負担金補助及び交付金についてでございます。これは、認可外保育施設等児童健康対策事業補助金でございますけれども、これは歳入のところで申し上げましたように、児童健康診断補助、児童傷害保険補助に対するものでございます。それから、一時保育事業補助金として270千円、それから病後児保育事業負担金として128千円、これは園児等が病気をしたときの保育を鳥栖のほうで預かっていただくということに対しての負担金でございます。待機児童解消促進等事業費補助金として72千円、一時保育事業補助金と待機児童解消促進等事業補助金につきましては、国3分の1、県3分の1、町の3分の1の事業となっております。

続きまして、20ページをお開きいただきたいと思います。

6款・農林水産業費、1項3目の農業振興費でございます。農業振興補助金として208千円の追加をお願いしております。これは、池の坂水利組合のかんがい排水改良事業の補助金としてでございます。側溝敷設として55mの敷設ということです。

それから、25ページをお願いいたします。

8款・土木費、4項1目・下水道整備費として、下水道特別会計繰出金として4,623千円の追加をお願いをいたしております。

それから、28ページをお開きいただきたいと思います。

10款・教育費、1項2目・事務局費、28節の繰出金として、育英資金繰出金として180千円の追加をお願いいたします。

それから、29ページをお開きいただきたいと思います。

10款・教育費、2項2目・若基小学校管理費としまして、修繕料としまして906千円を追加をお願いしております。これは、給食の搬入口の改修と滑り台の修繕で906千円を計上をさせていただいております。

続きまして、30ページをお開きいただきたいと思います。

10款・教育費、3項1目・学校管理費、11節の需用費、修繕料として414千円を追加をお願いしております。これは、給食搬入口の改修に伴うものでございます。それから15節の工事請負費、基山中学校昇降口改修工事としまして1,869千円の追加をお願いしております。

これは、卓球の練習場ということで計上をさせていただいております。

それから、33ページをお開きいただきたいと思います。33ページをお開きいただきたい。

10款・教育費、5項2目の体育施設費、11節の需用費、修繕料でございますけれども、修繕料として636千円の追加をお願いしております。これはトレーニング機器の修繕でございます。

34ページをお願いいたします。

14款・予備費、1項1目・予備費でございますけど、903千円の減ということで財源調整をさせていただいております。

以上、補正予算についての補足説明を終わります。議員各位には慎重に審議いただき、御可決いただけるようよろしくお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

次に、第31号議案に対しての補足説明を健康福祉課長に求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

それでは、国民健康保険特別会計歳入歳出補正予算につきまして、事項別明細書によりまして補足説明をさせていただきたいと思います。

今回の補正につきましては、3月議会で国民健康保険税の改正をいただきました内容での補正、それに伴います療養給付費の追加という形での補正が主なものでございます。

1,554,380千円の補正前に対しまして、今回82,929千円、合計の1,637,309千円になっております。

まず、3ページをお開きいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

歳入でございますが、1款1項1目・国民健康保険税の一般被保険者の保険税でございます。これにつきましては、2節の後期高齢者支援金分現年課税分、これにつきましては今回新たに歳入として補正をお願いいたしております。

まず、医療費分でございますが、所得割の税率が10%から8.9%へ少なくしております。それから、均等割が26,300円から逆に増で、アップで27千円と。それから、平等割が34,200円から34千円ということに改正をお願いいたしておりましたので、それに伴いまして、医療費分の現年分につきましては、更正の23,351千円でございます。2節につきましては、後期高齢者支援分、新たでございますが、所得割の税率が1.7%、均等割が5,300円、平等割が6,600円でございますので、それに伴いまして、59,927千円の追加をお願いいたしております。

ます。それから、介護納付金でございますが、所得割税率が2%から2.4%、それから均等割が8,300円から8,600円、平等割が4,800円から5千円に変更いたしておりますので、その追加分といたしまして1,862千円をお願いいたしております。

2目の退職被保険者等国民健康保険税につきましても、それぞれ同じ理由で医療給付分、それから後期高齢者支援金、介護保険納付金につきまして追加と更正をお願いいたしております。

それから、次のページをお願いいたします。4ページでございます。

国庫支出金の国庫負担金であります療養給付費負担金でございます。これにつきましては、歳出のほうでも80,000千円の追加をお願いしております関係上、国庫のほうから療養給付費負担金といたしまして、追加分で27,200千円をお願いいたしております。

それから、次のページをお願いいたします。

今度は、国庫補助金のほうでございますが、普通調整交付金、これにつきましても療養給付費の増加に伴いまして6,400千円の追加をお願いいたしております。

次のページをお願いいたします。

県の支出金、県補助金でございます。第1種交付金のほうを追加をお願いいたしております。これも療養給付費の増加に伴いまして、4,800千円の追加をお願いいたしております。

それから、次のページをお願いいたします。一般会計からの繰入金でございますが、国民健康保険に関しまして2名の職員で今事務を行っておりますが、4月1日の人事異動に伴いまして人件費が増になっております。その分の一般会計繰り入れといたしまして1,483千円をお願いいたしております。

歳入につきましては以上でございます。

歳出でございます。

8ページをお願いいたします。

総務費の人件費関係につきましては、4月1日の人事異動に伴うものの追加でございます。

それから、次のページ、9ページをお願いいたします。

2款の保険給付費、1項・療養諸費、そのうちの一般被保険者療養給付費でございますが、これにつきましては、今回80,000千円の追加をお願いいたしております。

続きまして、10ページをお願いいたします。

葬祭費でございます。これも3月をお願いいたしましたとおり、葬祭費補助金を20千円か

ら30千円、10千円の増ということで変更をさせていただきますので、今回その10千円分につきましてはの追加でございます。

予備費につきましては、1,136千円の追加で財源調整をさせていただいているところでございます。

国民健康保険特別会計につきましては以上でございます。御審議いただきますようよろしくをお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

引き続き、第32号議案に対する補足説明を健康福祉課長をお願いいたします。健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

続きまして、後期高齢者医療特別会計につきましては補正につきまして補足説明をさせていただきますと思います。

事項別明細書をよろしくをお願いいたします。

今回につきましては、事務費を、不足分を122千円追加をさせていただいておりますので、その関係で一般会計からの繰り入れという形で歳入につきましては補正をお願いいたしております。

事務費の内容でございますが、4ページでございます。歳出でございます。

後期高齢者の保険証の納付書あるいは保険料の通知書、これにつきましては、一応町を通して該当される皆様方に送付をさせていただきますので、その関係の封筒等がちょっと不足しておりますので、今回それに伴います消耗品、印刷製本費ほかの関係での事務費を追加をお願いいたしております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

次に、第33号議案に対する補足説明をまちづくり推進課課長に求めます。まちづくり推進課課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

それでは、平成20年度基山町下水道特別会計補正予算（第1号）について補足説明をいたします。

議案書の43ページをお願いします。

第2表地方債補正でございます。

今回、下水道事業債16,300千円の追加をお願いしております。これは、主に国庫補助事業費の増によるものでございまして、充当率90%でございます。

次に、補正内容につきまして、事項別明細書により説明をさせていただきます。

事項別明細書をお願いします。

まず、歳入でございます。3ページをお願いします。

3款1項1目・公共下水道事業費国庫補助金でございます。1節・下水道費補助金25,400千円の追加をお願いしています。これは、国庫補助事業費の増によるものでございます。当初事業費を329,200千円で計上いたしておりましたけれども、380,000千円に増額するものでございます。

4ページをお願いします。

6款1項1目・公共下水道基金繰入金でございます。1節・基金繰入金6,635千円の更正をお願いしています。これは、人件費の半額を基金から繰り入れていますが、今回人件費の更正をしますので、これに伴い更正するものでございます。

5ページをお願いします。

6款2項1目・公共下水道一般会計繰入金でございます。1節の一般会計繰入金4,623千円の追加をお願いしています。これは、公共下水道事業分の歳入歳出の差し引きによるものでございます。

6ページをお願いします。

9款1項1目・公共下水道事業債でございます。1節・下水道事業債16,300千円の追加をお願いしています。これにつきましては、先ほど第2表地方債補正でも説明をいたしましたが、主に国庫補助事業費の増によるものでございまして、単独事業の更正との差し引きによる額の追加でございます。

次に、歳出でございます。

7ページをお願いします。

2款1項1目・公共下水道事業費でございます。人件費の更正につきましては、4月の人事異動に伴うものでございます。12節・役務費の更正は、これは電話料の減によるものでございます。13節・委託料の追加は、公共下水道設計業務委託料の追加とマンホールポンプ監視制御管理システム保守業務委託料の追加でございます。

以上で補足説明を終わりますが、御審議いただき、御可決いただきますようよろしくお願

いいいたします。

議長（酒井恵明君）

次に、報告第5号に対しての補足説明を企画政策課長をお願いいたします。企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

それでは、私のほうから基山町土地開発公社の事業報告について御説明申し上げます。

報告につきましては、簡略に要点のみ申し上げますので、御了承のほどよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、平成19年度基山町土地開発公社の事業報告について御説明いたします。

2ページをお開きください。

1、用地の買収状況でございますが、平成19年度は事業があっておりませんので、ゼロとなっております。また、2の用地の売却状況についても、事業をいたしておりませんので、ゼロとなっております。

次に、3ページをお願いいたします。これは、理事会の開催状況でございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

続きまして、4ページでございますが、庶務に関する事項でございます。これも後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、5ページです。役員の名簿となっております。

続きまして、6ページでございます。

平成19年度基山町土地開発公社の決算について御説明申し上げます。

7ページの1、収益的収入及び支出でございます。まず、収入の部でございますが、決算額の合計9,203円となっておりますが、これは預金利息及び雑入益の事業外収益でございます。

また、支出の部におきましては、1,289,867円、主に販売及び一般管理費の合計となっております。

次に、8ページをお願いいたします。資本的収益及び支出でございます。

収入の部でございますが、今年度事業がなかったため借入金が発生しておりませんので、また支出の部といたしまして、決算額の360,963円は借入金に対する利息となっております。

次に、9ページでございます。これは、平成19年度の損益計算書でございます。

1の事業収益及び2の事業原価は0円、3の販売費及び一般管理費1,289,867円、4の事

業外収益9,203円となっております。1、事業収益に4、事業外収益を加算した額から事業原価、販売費及び一般管理費、事業外費用を差し引きますと、今回の当期損益は1,280,664円となっております。

次に、10ページですけど、平成19年度の貸借対照表でございます。平成20年3月31日現在となっております。

資産の部、流動資産としましては、公有用地等で123,952,641円、それから備品、車両関係の固定資産といたしましては3,174,321円、資産合計が127,126,962円となっております。

次に、11ページでございますが、負債の部といたしましては、流動負債の短期借入金等はありません。固定負債として、開発基金借入金80,214千円となっております、負債の合計は80,214千円となっております。

続きまして、12ページをお願いいたします。

資本の部で、前年度繰越準備金から退職金等の当期の損益を差し引きました準備金は46,912,962円となっております。負債資本合計は、127,126,962円となっております。

次に、13ページをお願いいたします。

これは、財産目録でございます。資産合計127,126,962円から負債合計80,214千円と資本金1,500千円を差し引いた純財産は45,412,962円となっております。

次に、14ページをお願いいたします。

これは、平成19年度公社の決算監査報告書でございます。これは監査委員より確認の報告をいただいたものでございます。

次に、15ページから22ページにつきましては、ただいま説明いたしました資料を添付いたしておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上をもちまして、平成19年度における基山町土地開発公社の事業報告を終わらせていただきます。

議長（酒井恵明君）

以上で各担当課長による補足説明を終わり、本日の会議は以上をもちまして散会いたします。

～午前11時38分 散会～